

# 救急救命士法の改正による 効果の検証について

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究  
地域医療構想を踏まえた救急医療体制の充実にに関する研究

研究代表者 横田裕行（日本体育大学大学院保健医療学研究科）

# 救急救命士における業務の場の拡大

(令和3年(2021年)10月1日)

## 救急救命士法に規定されている 救急救命士の業務の限定と制限(対象、場、内容)

対象の限定：重度傷病者に限る

場の制限：救急用自動車(救急車)内  
またはそれに乗せるまで

改正法では  
場が拡大

内容の限定：緊急に必要なのに限る(33項目)

重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し、当該病院または診療所に入院するまでの間(当該重度傷病者が入院しない場合は、病院または診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間)

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）  
「地域医療構想を見据えた救急医療提供体制の構築に関する研究」（主任研究者 小井土雄一）

分担研究報告書  
救急医療に関わる医師の働き方について

分担研究者：横田 裕行 日本体育大学大学院保健医療学研究科長、教授

**研究要旨：**医師の働き方に関する法律が施行され、医師の労務管理が必要となるが、超高齢社会の進展に伴って救急医療の需要が増大しており、その担い手となる医療スタッフの不足から医師の業務は増加していることが指摘されている。特に、救急医療に関わる医師の業務は益々増加しており、この相反する課題を解決するために、本研究では救急医療における現状と解決策を検討することとした。そのため、地域の救急医療体制の頂点に立つ救命救急センターにおいて、各々の施設にどのような課題が存在するかを検討した。そのために各救命救急センターに対してアンケート調査を行った。アンケートの内容は、各救命救急センターが現在抱えている課題、今後の解決策の検討、例えばタスクシフト/シェア等の方向性に関する項目とした。その結果、全国297施設中、178施設から回答が得られた(回収率59.9%)。医師の時間外労働時間の制限に関して対策をしているかとの設問に対して(回答176施設)、33.0%(58施設)が「既に対策を講じている」、52.8%(93施設)が「検討中」と回答した。救命救急センターの設立形態別で、「既に対策を講じている」と回答した結果を検討すると(回答177施設)、大学病院以外の総合病院併設型が36.0%(118施設中42施設)で、大学病院併設型30.8%(52施設中16施設)と比較して高値であった。また、専属の医師数との関連で検討すると、専属医師がいない施設(3施設)では

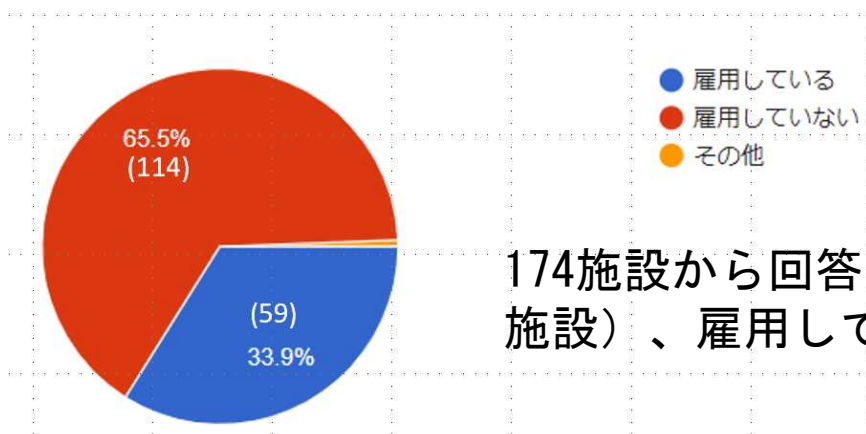
全国297施設（当時）救命救急センター長に対してのアンケート調査（Web回答）

アンケート回答期間：2021年12月23日～2022年2月9日

回答率： 59.9%（178施設から回答）

### 設問 10 :

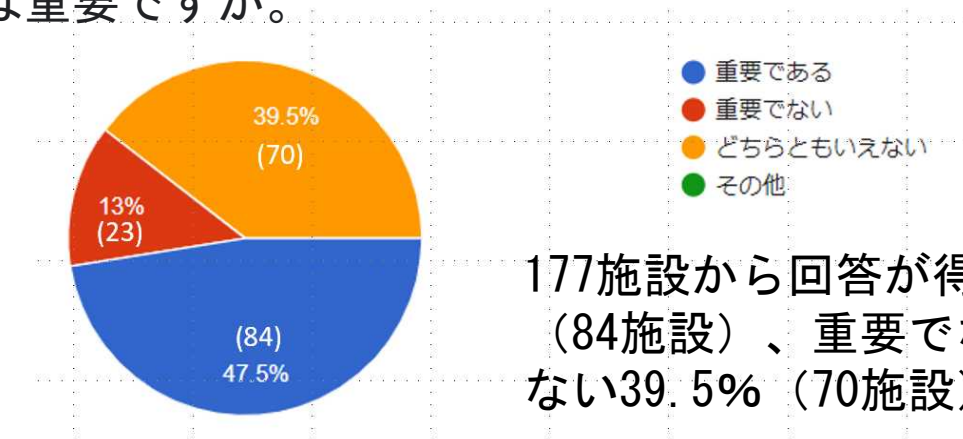
貴救命救急センターでは救急救命士を雇用していますか。



174施設から回答が得られた。雇用しているのが33.9% (59施設)、雇用していないは65.5% (114施設)であった。

### 設問 11 :

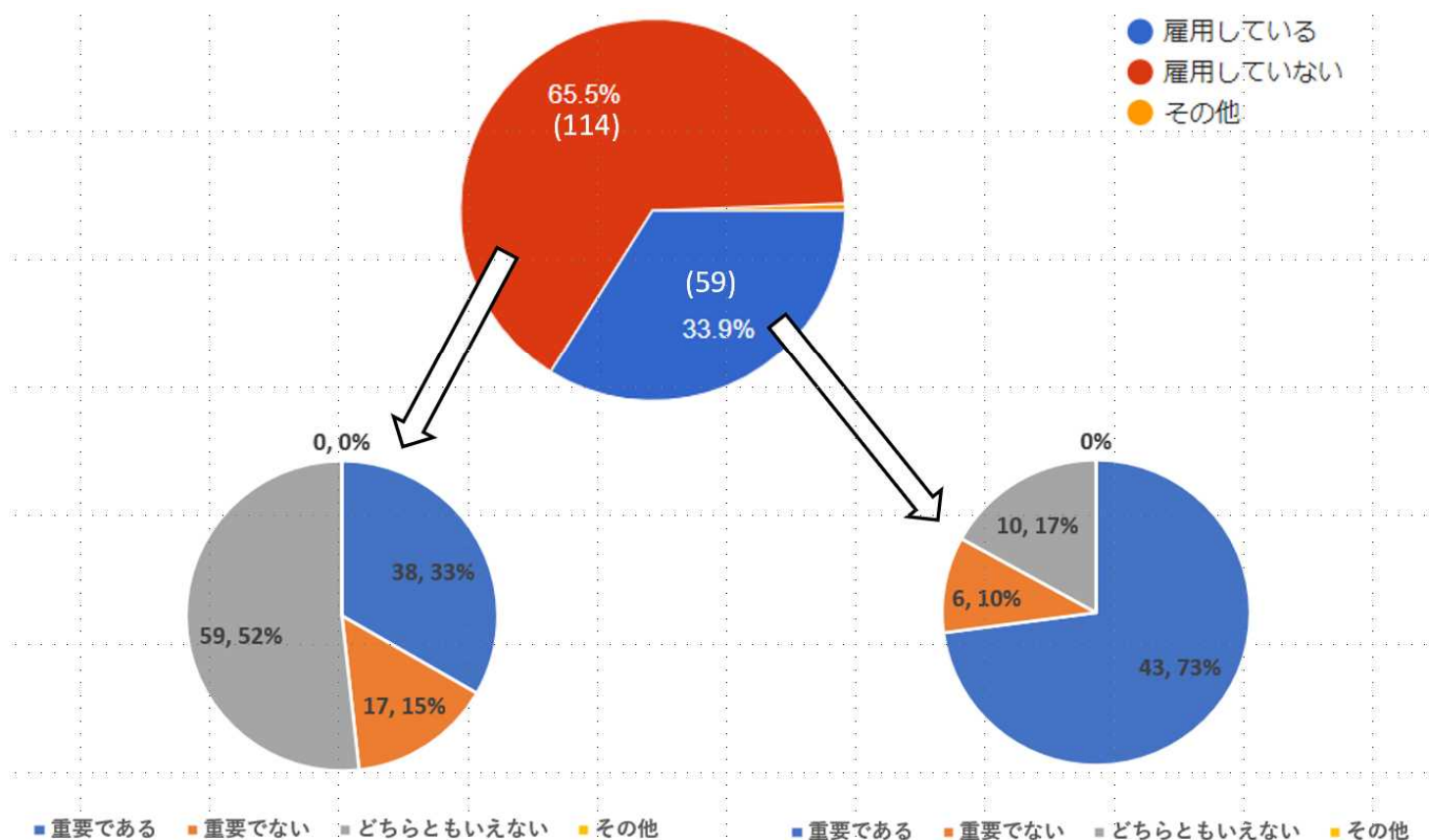
医師の働き方改革を進める際に救命救急センターで勤務する救急救命士の雇用は重要ですか。



177施設から回答が得られた。重要と回答したのは47.5% (84施設)、重要でない13% (23施設)、どちらともいえない39.5% (70施設)であった。

## 設問 10 :

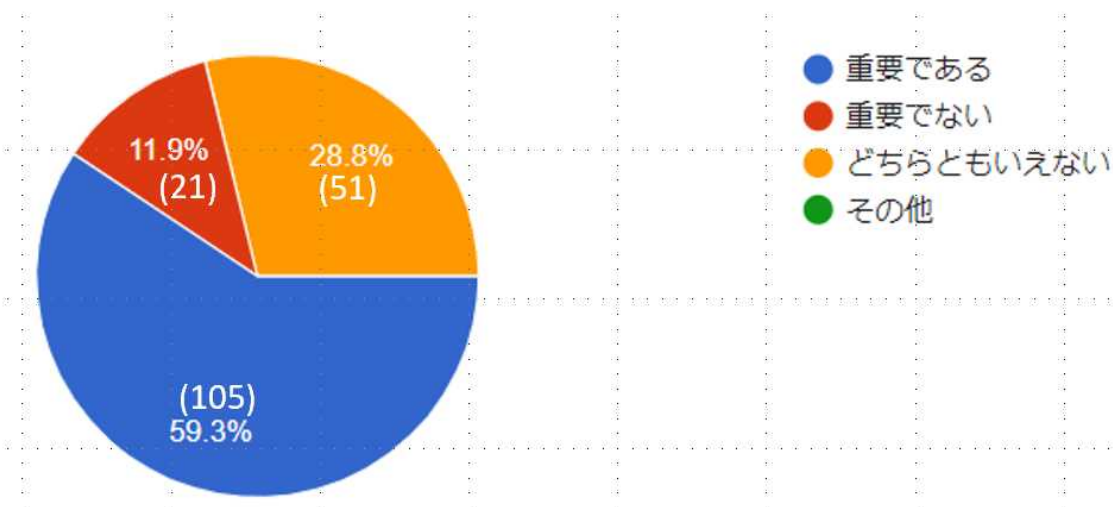
貴救命救急センターでは救急救命士を雇用していますか。



救急救命士を既に雇用している施設59施設では72.9%(43施設)で救急救命士の雇用の重要性が高く認識、評価されていた。

## 設問 1 2 :

医師の働き方改革を進める際に救命救急センターに勤務する診療看護師 (Nurse Practitioner) の雇用は重要ですか。



177施設から回答が得られた。診療看護師 (Nurse Practitioner) の雇用は重要と回答したのは59.3% (105施設)、重要でない11.9% (21施設)、どちらともいえない28.8% (51施設) であった。



# 救急救命士を雇用する医療機関に求められるもの

医政地発0930第1号  
令和3年9月30日

各  
〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕  
殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行（救急救命士法関係）に伴う関係通知の改正等について

## 第2 関係学会が作成するガイドラインについて

関係学会が作成するガイドラインについては、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（救急救命士法関係）」（令和3年9月1日付け医政発0901第15号厚生労働省医政局長通知）において、当該ガイドラインが策定され次第周知する旨お示ししたところである。

今般、一般社団法人日本救急医学会及び一般社団法人日本臨床救急医学会において、別添2のとおり「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン」が策定されたので、救急救命士が勤務する医療機関において、医療機関に所属する救急救命士の資質及び当該救急救命士が行う業務の質の担保を目的とした取組や、院内研修の内容について、具体的に検討する際は、当該ガイドラインを参考とされたいこと。

以上

# 救急救命士を雇用する医療機関に求められるもの

“医療機関に勤務する救急救命士の救命救急処置実施についてのガイドライン” から抜粋

<https://www.jaam.jp/info/2021/files/info-20210929.pdf>

## 1 医療機関が設置する委員会

### 1-1 委員会の設置と規程

救急救命士を雇用する医療機関は、当該医療機関に勤務する救急救命士による救急救命処置が適切に実施されるよう、救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会（以下、「救急救命士に関する委員会」とする。）を設置する。

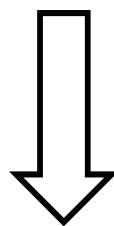
- 医療機関内における位置づけ
  - ・ 医療機関に勤務する救急救命士の業務は多職種領域に関連することから、当該医療機関の管理者直轄の委員会とすることが望ましい。
  - ・ 医療安全の確保等を目的とした既存の院内委員会が存在する場合には、当該院内委員会をもって、救急救命士に関する委員会と兼ねることも考えられる。
- 構成員
  - ・ 救急救命処置を指示する医師、医療安全管理委員会の委員、その他委員会の目的を達するために必要な委員により構成する。
  - ・ 救急搬送患者を担当する看護師や、救急救命士の資格をもった者を構成員として含むことが望ましい。
  - ・ 救急診療に関連する多職種関係者を構成員として含むことが望ましい。
- 委員会に関する規程

救急救命士に関する委員会の目的、構成員、検討事項等について明確にした委員会規程を定めておく。





# 救急救命士を雇用する医療機関の体制整備



令和3年度医療機関に所属する救急救命士  
に対する研修体制整備事業

# 医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のため講習会

[https://odpec.or.jp/emt/contents/emt\\_knowledge/](https://odpec.or.jp/emt/contents/emt_knowledge/)

医療機関に所属する救急救命士に対する研修整備事業  
Organization on Development and Progress for Education in Clinical Medicine

HOME 本事業について コンテンツ ログイン お問い合わせ



## 医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会（医療機関に所属する救急救命士の研修を指導する体制整備に関する講習会）【資料（PDF形式）】

Home > コンテンツ >  
医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会（医療機関に所属する救急救命士の研修を指導する体制整備に関する講習会）【資料（PDF形式）】

### 医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会 （医療機関に所属する救急救命士の研修を指導する体制整備に関する講習会）

- 救急救命士が実施する救急救命処置に関する知識
- 改正救急救命士法等の解説

 **救急救命士法**  
【教材1-a】 (PDF/4MB) , 【教材1-b】 (PDF/2MB)

**内容**

- 救急救命士法が改正となった社会的背景 【教材1-a】
- 救急救命士の役割と現在の状況 【教材1-a】
- 改正内容を含めた救急救命士法 【教材1-a】
- 救急救命士資格取得までの教育内容と課程 【教材1-b】

 **医療機関が設置する救急救命士に関する委員会** 【教材5】 (PDF/3MB)

**内容**

- 医療機関が設置する救急救命士に関する委員会
- 委員会の構成員
- 委員会に関する規程
- 医療機関内で実施する救急救命処置の範囲を定める留意点

**【教材2】 救急救命処置の実施**

**【教材3】 救急救命処置の管理**

**【教材4】 メディカルコントロール体制**

**【教材6-a・b】 救急救命士に関する委員会の検討事項**

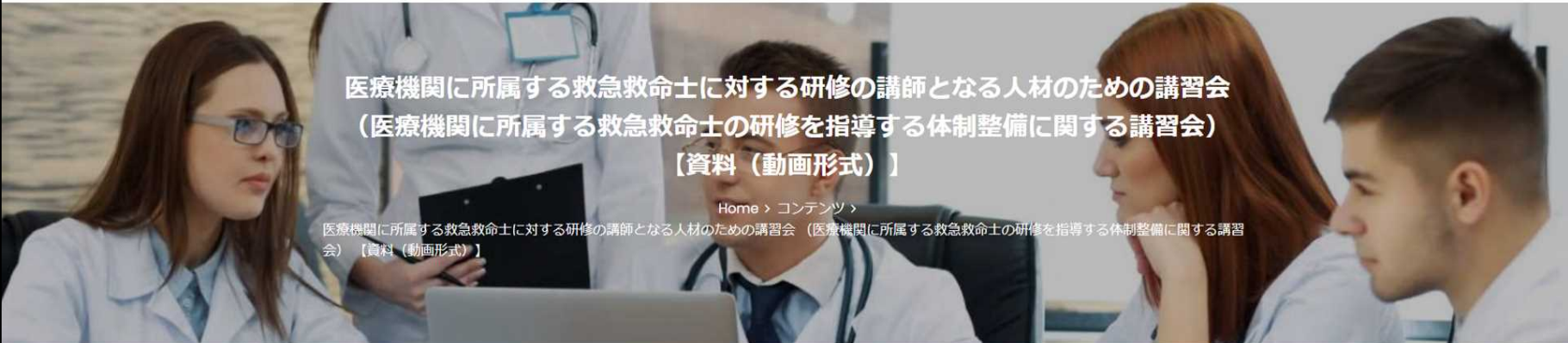
**【教材7-a・b】 医療機関に勤務する救急救命士に必要な研修**

# 医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のため講習会

[https://odpec.or.jp/emt/contents/emt\\_knowledge/](https://odpec.or.jp/emt/contents/emt_knowledge/)

医療機関に所属する救急救命士に対する研修整備事業  
Organization on Development and Progress for Education in Clinical Medicine

HOME 本事業について コンテンツ ログイン お問い合わせ



医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会  
(医療機関に所属する救急救命士の研修を指導する体制整備に関する講習会)  
【資料(動画形式)】

Home > コンテンツ >  
医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会 (医療機関に所属する救急救命士の研修を指導する体制整備に関する講習会) 【資料(動画形式)】

医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会  
(医療機関に所属する救急救命士の研修を指導する体制整備に関する講習会)

プログラム一覧

■救急救命士が実施する救急救命処置に関する知識  
救急救命士法【教材1-a】(動画/約26分)  
【教材1-b】(動画/約14分)

内容

救急救命士法が改正となった社会的背景【教材1-a】  
救急救命士の役割と現在の状況【教材1-a】  
改正内容を含めた救急救命士法【教材1-a】  
救急救命士資格取得までの教育内容と課程【教材1-b】

○救急救命処置の実施【教材2】(動画/約18分)  
○救急救命処置の管理【教材3】(動画/約34分)  
○メディカルコントロール体制【教材4】(動画/約12分)

■改正救急救命士法等の解説

医療機関が設置する救急救命士に関する委員会  
【教材5】(動画/約10分)

内容

医療機関が設置する救急救命士に関する委員会  
委員会の構成員  
委員会に関する規程

○救急救命士に関する委員会の検討事項【教材6-a】(動画/約19分), 【教材6-b】(動画/約6分)  
○医療機関に勤務する救急救命士に必要な研修 教材7-a (動画/約14分), 【教材7-b】(動画/約10分), 【教材7-c】(動画/約6分)

医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会  
 (医療機関に所属する救急救命士の研修を指導する体制整備に関する講習会)

講習会	開催日時	開催方法	申込者数 受講者数	備考
第1回	令和4年2月12日(土) 13時00分～16時30分	オンライン形式	申込者数 130 名 受講者数 123 名	講師 7 名
第2回	令和4年2月23日(水) 13時00分～16時30分	オンライン形式	申込者数 190 名 受講者数 165 名	講師 7 名
第3回	令和4年2月26日(土) 13時00分～16時30分	オンライン形式	申込者数 193 名 受講者数 165 名	講師 7 名

受講者数合計 453 名

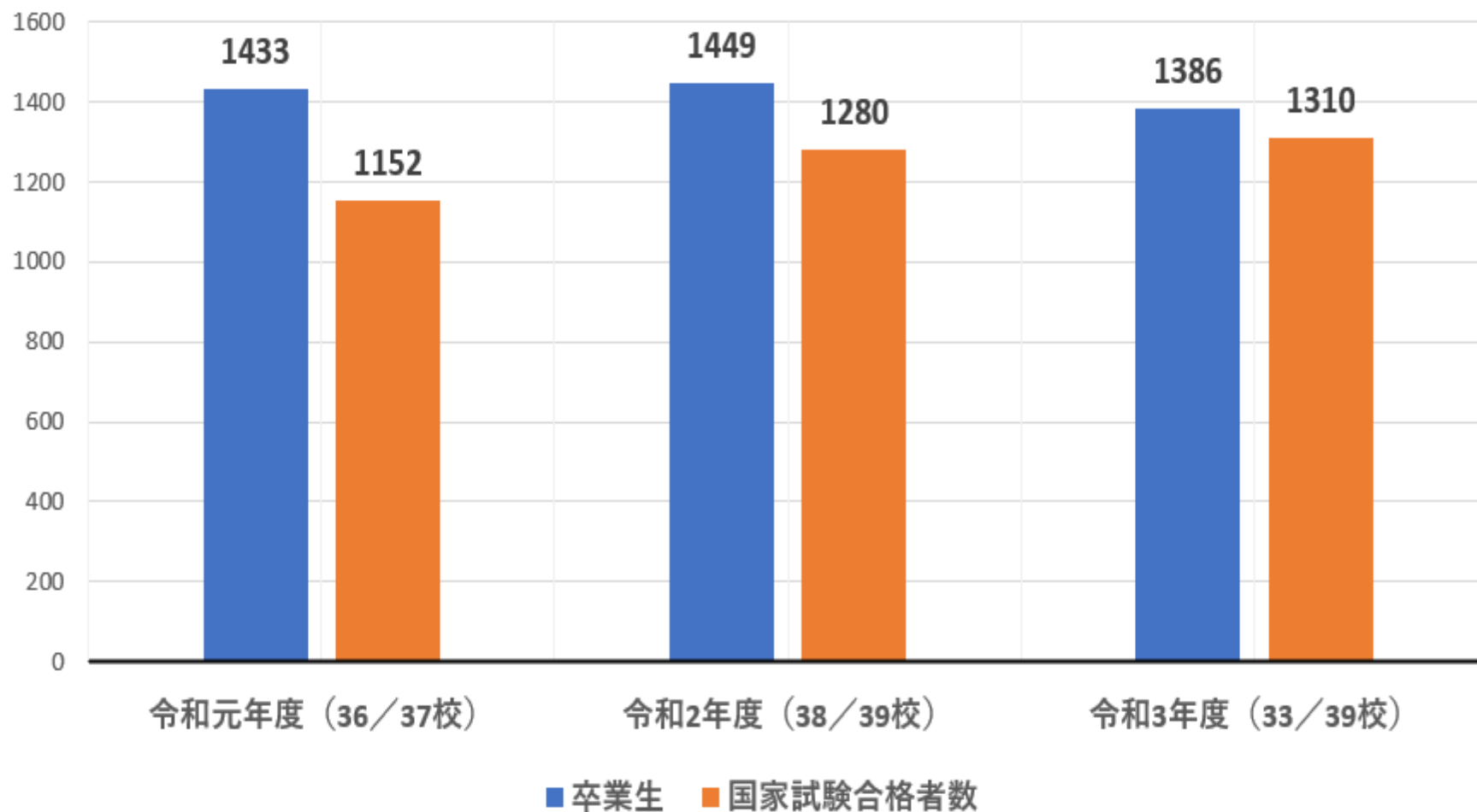


医師： 165名  
 看護師： 65名  
 救急救命士： 92名  
 その他・不明： 131名



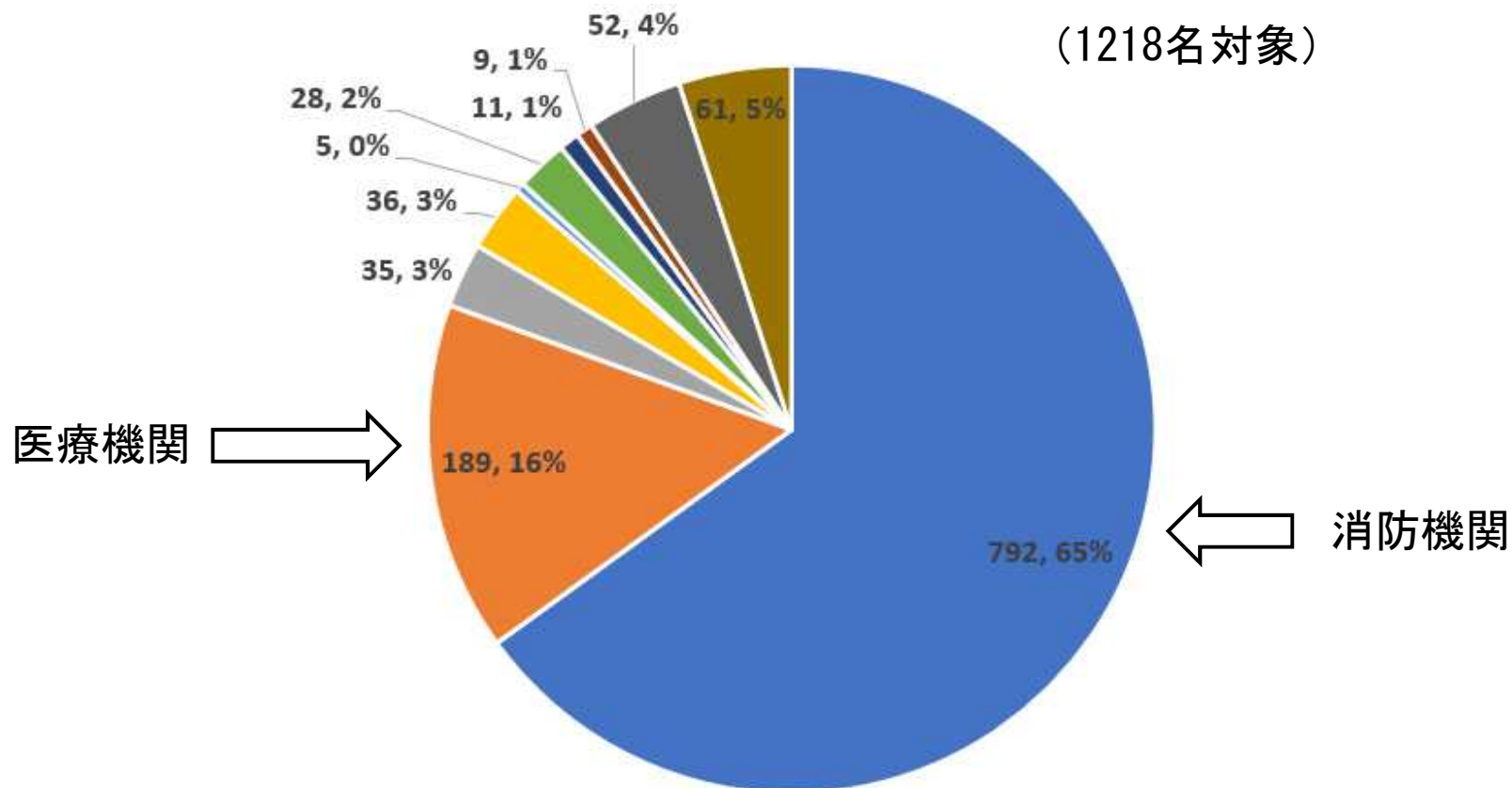
医師の業務軽減に寄与するか？  
 医療機関に勤務する救急救命士は？

# 一般社団法人全国救急救命士教育施設協議会加盟の教育施設での 卒業生と国家試験合格数 (令和元年度～令和3年度)





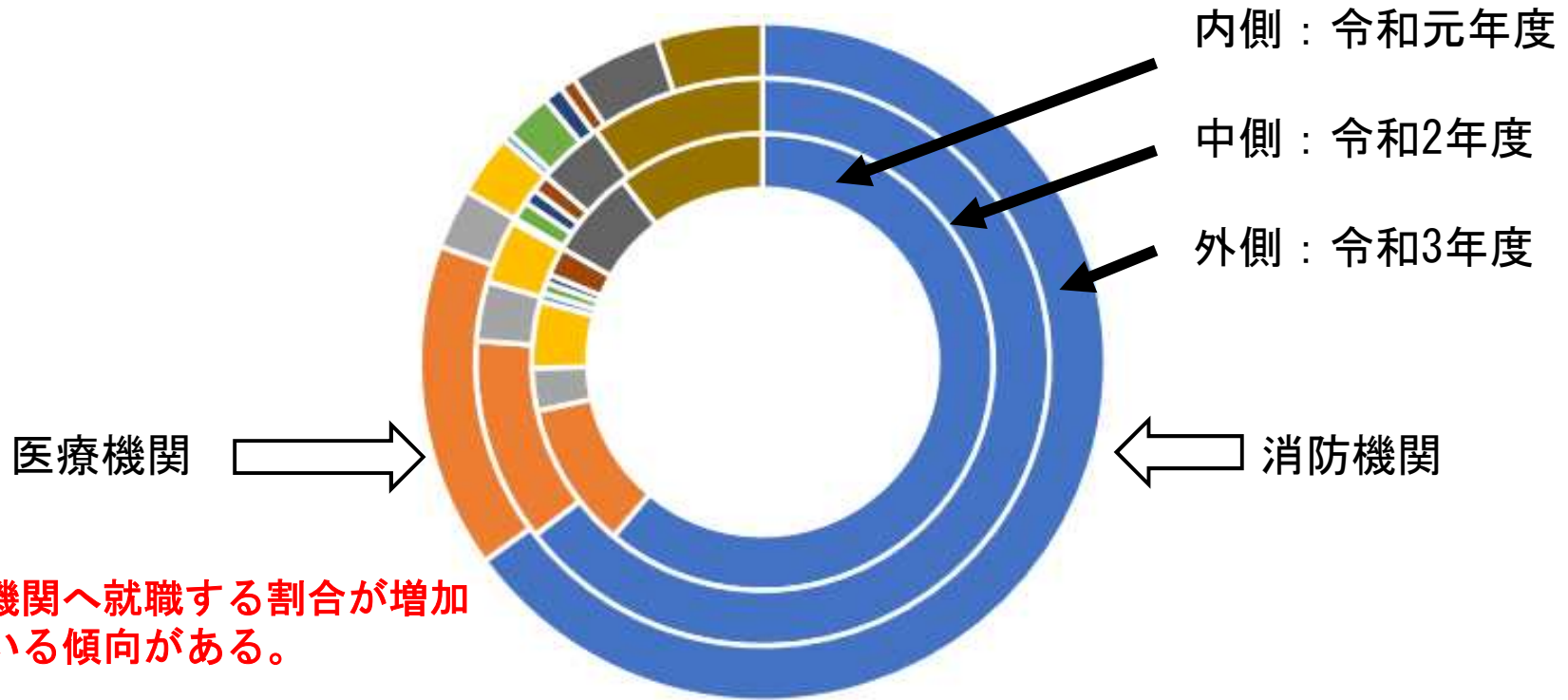
# 卒業生の就職先・進路 (令和3年度)



令和3年度における医療機関への就職者数は189名、割合は16%であった。

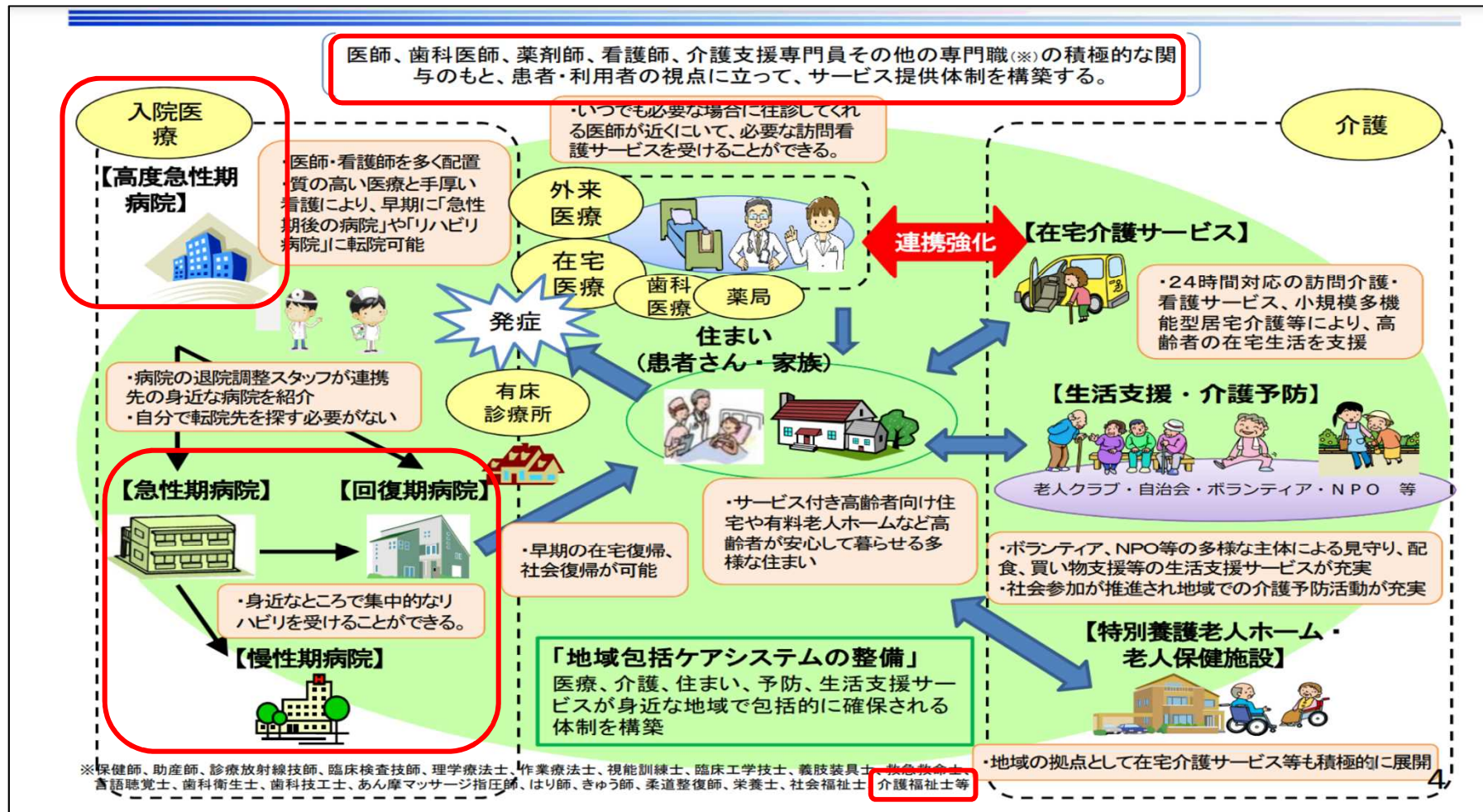
- 消防機関
- 医療機関
- 自衛隊
- 警察
- 海上保安庁
- 民間搬送会社
- 高齢者福祉施設
- 警備会社
- 大学院等
- その他

# 卒業生の進路・就職先 (令和元年～3年度)



- 消防機関
- 医療機関
- 自衛隊
- 警察
- 海上保安庁
- 民間搬送会社
- 高齢者福祉施設
- 警備会社
- 大学院等
- その他

# 医療介護総合確保推進法における医療・介護スタッフの連携



[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000038005\\_1\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000038005_1_2.pdf)

医療介護総合確保推進法（医療部分）の概要について第106回市町村職員を対象とするセミナー  
平成26年9月19日 厚生労働省医政局 総務課、地域医療計画課、医事課、看護課 から



# 救急救命士法改正

## 救急救命士が在宅救急医療で実施可能な救急救命処置

### 救急救命士が実施可能な救急救命処置

医師の指導の下に従来から救急救命士が行える33項目の救急救命処置は在宅医療でも**施行可能**であるが、特にバイタルサインや呼吸音、SP02の測定等の頻度が高いことが確認できた。

### 救急救命士が実施できない医療処置

褥瘡管理／食事・栄養の援助・薬剤調整・エコーを使用した評価

**慢性期にある療養者に対する状態のアセスメントと状態に合わせた対応・調整**  
家族のセルフマネジメント力を高める支援／家族へのグリーフケア

\* 郡愛他：救急救命士に対する在宅医療研修プログラム. 第6回日本在宅救急医学会総会・学術集会. 要望演題



医療機関内においても  
救急救命士の業務を可能とした  
救急救命士法改正の影響に関する調査

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究  
地域医療構想を踏まえた救急医療体制の充実に関する研究

研究代表者 横田裕行（日本体育大学大学院保健医療学研究科）

研究分担者 田邊晴山（一般財団法人救急振興財団救急救命東京研修所）

織田 順（大阪大学医学系研究科救急医学）



# 背景・目的

- 2021年10月、救急救命士法が改正され、これまで医療機関に到着するまでの搬送途上に限られていた救急救命士の業務の場が、医療機関に到着後、傷病者が入院するまで間にまで拡大された。
- これにより、医療機関の中においても、救急救命士としての業務（救急救命処置の実施）が可能となった。
- この法の改正の目的には、救急医療機関で働く医師等の過重労働・人手不足の軽減、救急医療機関の機能の強化・充実があったが、**法改正によってそれにどの程度の効果があったかは明らかでない。**

- 今般の救急救命士法改正による、救急医療機関で働く医師等の過重労働の解消、救急医療機関の機能強化等への効果について調査する。

# 全国調査の概要

## 1. 対象

全国の救命救急センター（全国300施設）のセンター長、  
看護師長

## 2. 実施時期（めど）：

令和5年1月 調査開始※「救命救急センター充実段階評価」に合わせて実施  
3月 集計開始、5月 とりまとめ

## 3. 方法

オンライン入力形式

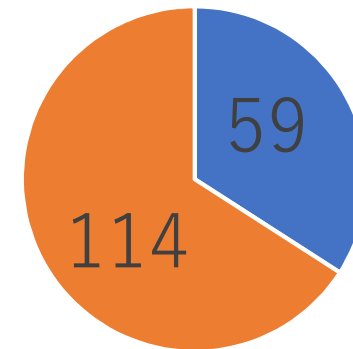
# ①雇用状況と負担軽減

## 1. 救急救命士の雇用状況

救命救急センターの  
救急救命士の雇用の状況（2021）※

### 改正前後（2021年4月・2023年4月）の雇用数

- 常勤・非常勤別
- 直接雇用、間接雇用（派遣）別



■ 雇用あり ■ 雇用無し

## 2. 法改正の影響についての認識

（センター長への質問）

- 救急救命士が医療機関内で救急救命処置を実施できるようになったことは、救急救命士を雇用するきっかけとなりましたか？

（センター長、看護師長 それぞれへの質問）

- 救急救命士が医療機関内で救急救命処置を実施できるようになったことで**医師、もしくは看護師の負担は軽減しましたか、それとも負担が増えましたか？**

- ① 全体としての負担軽減
- ② 具体的項目ごとの負担軽減

# 負担軽減の詳細項目

## 1. 全体としての負担軽減の有無の状況

## 2. 負担軽減の具体的対象（例）

- 病院救急車の管理・運用
- 搬送受け入れ依頼への対応
- 救急外来等での診療
- 救急外来等での検査等（画像検査など）
- 傷病者の院内搬送
- 患者、家族への対応（説明、同意取得、案内など）
- 救急外来等の清掃・消毒・整理
- 資器材管理
- 転院搬送調整
- 心肺蘇生等
- 病院実習対応
- データ登録
- その他（ ）

## ②救急受け入れ実績等

### 1. 年間受け入れ救急搬送人員数の変化（2021年・2023年）

※全国での救急搬送人員数は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を大きく受けており、法改正の影響を推し量る一つの指標として調査

### 2. 搬送要請に対する応需率の変化（2021年・2023年）

※救命救急センターで応需率を公表している施設は65%。

※新型コロナウイルス感染症の流行が応需率に影響を与えている可能性が否定できないため、法改正の影響を推し量る一つの指標として調査

### 3. 病床稼働率の変化の変化（2021年・2023年）

※病床稼働率は、NDB（National Data Base）、DPCのデータ、病床報告のデータなどから算定可能であれば実施

※新型コロナウイルス感染症の流行が病床稼働率に大きく影響を与えると考えられるため、法改正の影響を推し量る一つの指標として調査



# ③院内体制の整備状況等

## 1-1 救急救命士に関する委員会の状況

- ・ 委員会規定の有無
- ・ 指示医師の規定の有無

## -2 救急救命処置の実施の整備状況

- ・ 実施件数
- ・ 事後検証の状況

## -3 救急救命士の教育研修の状況

- ・ 就業前研修の状況
- ・ 特定行為実施のための研修の状況

## 2 院内救命士を雇用する上での制度的、実務的な課題・期待

- ・ 救急救命処置の範囲

# ま と め

あらゆる医療・介護スタッフが密接に連携し、急性期から回復期、維持期で質の高い医療や介護を提供することが求められています。

そのような中で、法律の改正によって救急救命士の活動の場が拡大され、病院前救護だけではなく、地域医療構想の中でどのような活躍が期待され、可能であるかを検討、検証して行く必要があると考えています。